

2018 年度

【船内騒音測定技術者講習会】のご案内

主催：一般財団法人 日本建築総合試験所

協力：国土交通省、一般財団法人 日本海事協会

後援：一般社団法人 日本造船工業会

【講習会の開催趣旨】

SOLAS 条約のもと 2014 年 7 月より義務化された船内騒音コード (MSC.337(91)) では、建造時に船内騒音測定を実施することが規定されています。この中で、測定者に対して、測定技術及び同コードに関する知識等を有することが要求されています。

そこで本講習会では、船内騒音測定を行う実務者を対象に、騒音測定の基本的な技術や船内騒音コードに定められている手順について、各専門の講師による講義を行います。また、講習会の最後には理解度確認テストを実施し、各受講者の力量を評価いたします。

なお、本講習会を修了された方は、国土交通省および（一財）日本海事協会が実施する船舶検査等において、船内騒音測定を実施できる有資格者として位置付けられています。

1. 申込期限

開催日の1ヶ月前まで（必着）

申込書
(Word 版)

2. 開催地および開催日時・会場

開催地	開催日	時間	定員	会場
東京	2019年1月11日(金)	9:00~17:00 (昼食時間含)	20名	(一社) 日本造船工業会 会議室 (東京都港区虎ノ門 1-15-12 日本ガス協会ビル 3階)
今治	2019年1月18日(金)	9:00~17:00 (昼食時間含)	30名	今治地域地場産業振興センター 大会議室 (愛媛県今治市旭町 2-3-5)
福岡	2019年2月15日(金)	9:00~17:00 (昼食時間含)	30名	天神クリスタルビル Cホール (福岡県福岡市中央区天神 4-6-7)

3. 講習の内容

講義	<ul style="list-style-type: none">音と騒音の基礎知識計測機器・音響校正器に関する知識と使用方法船内騒音コードが定める測定手順騒音の計測技術と実施手順（実習を含む）
確認テスト	講義内容に対する理解度を確認するテスト (筆記および実技、講義テキスト参照可)

4. 講師（予定）

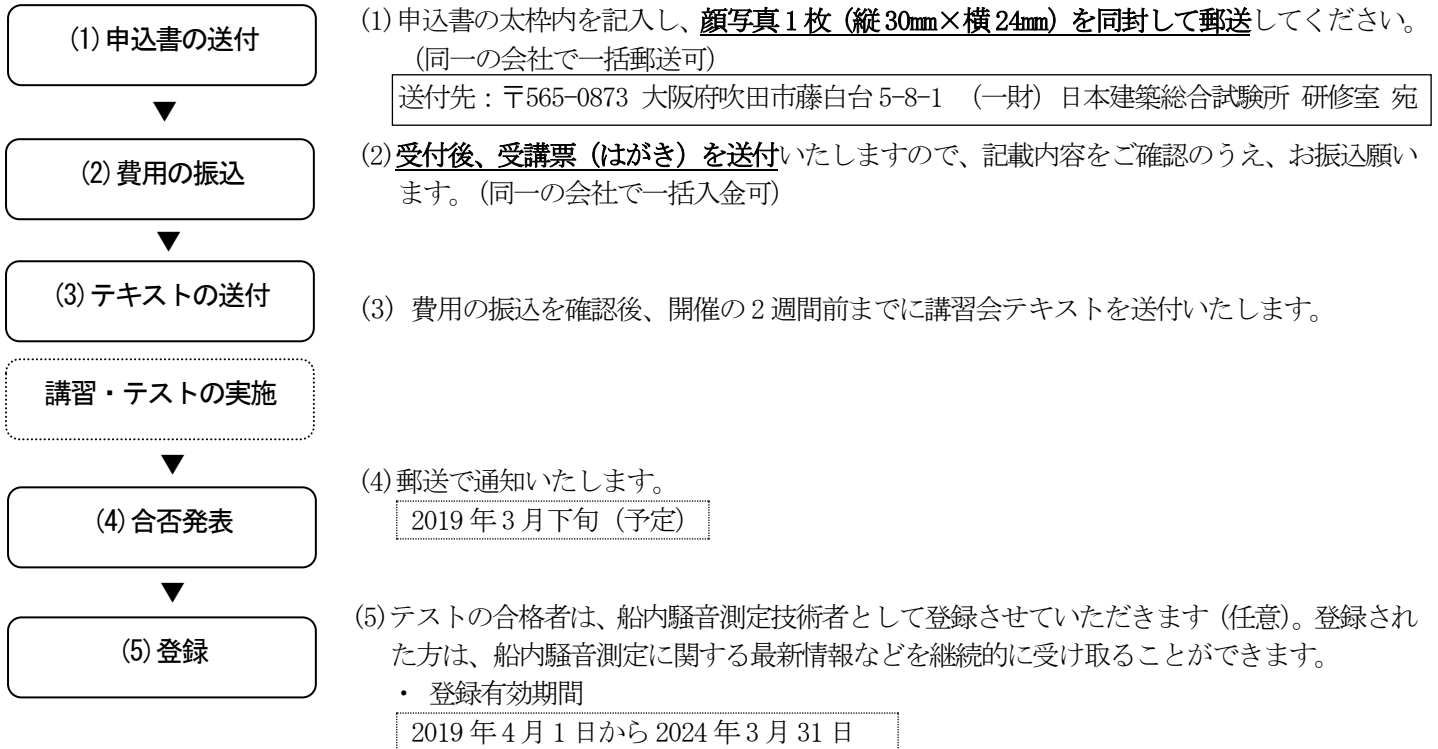
国土交通省、（一財）日本海事協会、（株）小野測器、（一財）日本建築総合試験所

5. 受講資格

船内騒音測定を実際に行う予定があり、騒音計の基本的な操作ができる方。
(周波数特性・動特性・計測時間・計測モードの切替えなどの操作知識が必要です)

6. 費用(税込) ※各開催日の前日までにキャンセルのご連絡がない場合、費用の払戻しは致しません。 23,760円(テキスト代込)

7. 申込から登録までの流れ



【サーベイランスおよび登録の更新について】

サーベイランス：登録有効期間の中間期(登録から約2年経過後)に受けていただく必要があります。(詳しくは、ホームページをご覧ください)。

登録の更新：サーベイランスにおいて「適正」と認められ方のみ更新テストを受けていただけます。更新テストに合格することにより登録が更新されます。

いずれも、対象者の方には随時ご連絡先へ案内を送付いたします。

8. その他

☛ 各会場へのアクセス詳細については、当法人のホームページでご確認ください。

☛ 講習会当日は、以下のものをご持参ください。 ※騒音計は1人1台ずつ必要です。

・受講票(はがき) ・テキスト ・筆記用具

・騒音計 { ※実習・実技テストでの精度確保のため、**クラス1(推奨)またはクラス2**に相当し、かつ **LAeq(A特性時間平均サウンドレベル)**の表示機能がある騒音計をご用意下さい。
※騒音計は**若干数の貸出品**も用意しています(ただし申込順となります)。

【問合せ先】(一財)日本建築総合試験所 試験研究センター 研修室
〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1
TEL 06-6834-4775 FAX 06-6872-0413
ホームページアドレス <http://www.gbrc.or.jp/training/solas/>
問合せ対応時間：平日 9:00~17:15



船内騒音測定技術者講習会ページの二次元コード

「船内騒音測定技術者 登録制度」のご案内

一般財団法人 日本建築総合試験所

～～ 本登録制度は当法人が独自に実施する制度です。登録の有無は受講者の任意です。～～

登録制度の目的

- ・「船内騒音測定技術者講習会」を受講し合格された方が、測定技術者として必要な力量を今後も維持し、船内測定業務の公平性と信頼性が確保されることを目的とする制度です。

登録の対象者、登録の方法

- ・当法人が主催する「船内騒音測定技術者講習会」のすべての講義を受講し、講義内容に対する理解度確認テスト（筆記及び実技）の結果が「合格」であった方全員を対象に、初回無料にて登録させていただきます。（ただし、辞退された方は登録から除外します。）

登録者のメリット

- ・登録者の個人名および登録番号を記した「登録証」を当法人より発行します。
※登録証の記載内容は見本をご参照下さい。登録証の有効期間は5年間です。
- ・船内騒音測定の力量維持のために必要な最新情報を受け取ることができます。
（情報の例：講義内容の追加・修正・変更事項、船内騒音コードに関連した最新情報）
- ・登録2年後には通信手段によるサーベイランスを実施します。サーベイランスにより、実務上の疑問点や不安点などを解決し、騒音測定技術の定着を図ることができます。
- ・国土交通省および日本海事協会へ毎年、最新版の「全登録者一覧表」を提出します。

登録者の義務

- ・船内騒音測定業務の公平性および信頼性を確保するように努める義務があります。
- ・登録者が船内騒音測定業務の公平性または信頼性を著しく損なう行為を行ったことが公に確認された場合、登録は抹消され、登録証を返却して頂きます。
- ・本制度の登録及び維持のため講習会申込書の情報を利用することに同意して頂きます。

登録の更新

- ・更新講習会または通信の何れかの手段によって、船内騒音測定に必要な力量を維持していることを確認し、更新した登録証を発行します。（更新は有料）
- ・更新講習会では、講義・実習・確認テスト（計2時間程度）を実施する予定です。
- ・「登録後5年間に10回以上^(注)」の船内騒音測定の実務経験を有する方は、通信の手段で更新することも可能です。要件を満たさない方は必ず更新講習会を受講して下さい。
※実務経験の対象は「船内騒音コード対象船舶」を原則とします。
注：初回の登録更新に限り「直近2年間に4回以上」でも代替可能とする予定です。

登録を辞退される方へ

- ・2019年2月末までに、下記問合せ先へ、メール又はFAXでお申し出下さい。

登録制度に関する問合せ先

(一財) 日本建築総合試験所 研修室 (〒565-0873 大阪府吹田市藤白台 5-8-1)

E-mail:kensyu1@gbrc.or.jp, Tel.06-6834-4775 (直通) Fax.06-6872-0413

